

○大垣市業者選定要綱

(趣旨)

第1条 大垣市契約規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第21条の規定により、大垣市の所掌する測量（測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量をいう。以下同じ。）、建設コンサルタント業務（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）、地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査をいう。以下同じ。）、補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務をいう。以下同じ。）、建築設計業務（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築設計業務をいう。以下同じ。）等（以下「測量等業務」という。）、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び物件の製造、買入れ等に係る競争入札に参加する者の資格等に関し必要な事項については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事項)

第2条 次の各号に該当する者は、競争入札に参加できないものとする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項及び第167条の11第1項に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項及び第167条の11第1項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 第5条の競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- (5) 建設工事に関し、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (6) 営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

(業種区分)

第3条 競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の業種区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量等業務
 - ア 測量
 - イ 建設コンサルタント

- ウ 地質調査
- エ 補償コンサルタント
- オ 建築設計
- カ その他

(3) 物件の製造、買入れ等
(資格審査の実施)

第4条 資格審査は、測量等業務について2年に1回、物件の製造、買入れ等について3年に1回定期に行うほか、すべての業務区分において随時に行うものとする。

(1) 建設工事

- ア 現在事項全部証明書（法人の場合）又は代表者の身分証明書（法人以外の場合）
- イ 建設業許可証明書（国土交通大臣又は都道府県知事が発行するもの。以下同じ。）
又はその写し
- ウ 建設業許可申請書及びその別表の写し（都道府県知事の許可を受け入札及び契約等に関する権限を支店等に委任する場合に限る。）
- エ 申請時の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（国土交通大臣又は都道府県知事が発行するもの。以下同じ。）又はその写し
- オ 市税を完納した旨を明記した証明書
- カ 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する証明書（以下「消費税等納税証明書」という。）
- キ 使用印鑑届
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 測量等業務

- ア 現在事項全部証明書（法人の場合）又は代表者の身分証明書（法人以外の場合）
- イ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し。ただし、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けたものをいう。）、地質調査登録業者（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）及び補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）については、各々の登録規程に規定する現況報告書の申請年度を含む過去2年度分の写しをもって、これに代えることができる。
- ウ 申請年度を含む過去2年度分の財務諸表の写し（建築設計に限る。）
- エ 市税を完納した旨を明記した証明書
- オ 消費税等納税証明書
- カ 使用印鑑届
- キ その他市長が必要と認める書類

(資格審査申請書等)

第5条 市長は、資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、資格審査申請書を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、業種区分に応じ、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 建設工事

- ア 営業所一覧表
- イ 工事経歴書
- ウ 技術職員内訳書
- エ 建設業の許可証明書(国土交通大臣又は都道府県知事が発行するもの。以下同じ。)
- オ 使用印鑑届
- カ 身分証明書の写し
- キ 市税を完納した旨を明記した証明書の最近2年分の写し
- ク 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明する証明書(以下「消費税等納税証明書」という。)最近の2年分の写し
- ケ 商業登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。以下同じ。)
- コ 最新の経営事項審査結果通知書(国土交通大臣又は都道府県知事が発行するもの。以下同じ。)の写し
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 測量等業務

- ア 営業所一覧表
- イ 測量等実績調書
- ウ 技術者経歴書
- エ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し。ただし、建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録を受けたものをいう。)、地質調査登録業者(地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)及び補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)については、各々の登録規程に規定する現況報告書の写しをもって、これに代えることができる。
- オ 使用印鑑届
- カ 身分証明書の写し
- キ 市税を完納した旨を明記した証明書の最近2年分の写し
- ク 消費税等納税証明書の最近の2年分の写し
- ケ 商業登記事項証明書の写し
- コ 経営規模等総括表

サ その他市長が必要と認める書類

(3) 物件の製造、買入れ等

ア 身分証明書の写し

イ 市税を完納した旨を明記した証明書の最近2年分の写し

ウ 消費税等納税証明書の最近2年分の写し

エ 商業登記事項証明書の写し

オ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(4) 申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する企業組合をいう。以下同じ。）であるときは、前3号に掲げる書類のほかに、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類を添付させるものとする。

(5) 申請者が公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）であるときは、第1号から第3号までに掲げる書類のほかに、定款の写しを提出させるものとする。

（資格審査申請書の提出時期）

第6条 資格審査申請書の提出時期は、次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、定期の資格審査終了後は、随時行う。

(1) 建設工事 随時

(2) 測量等業務 定期

(3) 物件の製造、買入れ等 定期

（参加資格の認定）

第7条 市長は、申請者の資格審査の認定を行うときは、第2条に定める要件に該当しない者で第5条第2項各号に定める書類を提出したものについては、競争入札に参加できる資格（以下「参加資格」という。）がある者（以下「有資格業者」という。）と認定する。

2 前項に掲げる以外の者については、参加資格がない者と認定する。

（参加資格の有効期間）

第8条 定期の資格審査により認定された者に係る当該参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる業務区分につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 測量等業務 参加資格が認定された日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間

(2) 物件の製造、買入れ等 参加資格が認定された日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間

2 随時の資格審査により認定された者に係る当該参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる業務区分につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事 参加資格が認定された日から申請時における経営事項審査の有効期限の末日まで
- (2) 測量業務等 参加資格が認定された日の属する月の翌々月の1日からその日以後初めて定期の資格審査が行われる日の属する年度の末日まで
- (3) 物件の製造、買入れ等 参加資格が認定された日からその日以後初めて定期の資格審査が行われる日の属する年度の末日まで

(有資格業者名簿)

第9条 規則第21条第2項の規定により、契約担当者は、有資格業者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、各所属長に送付するものとする。

(変更等の届出)

第10条 市長は、有資格業者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかにその旨を届出させるものとする。

- (1) 個人事業主の場合、その事業主が死亡したときは、その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したときは、破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (5) 廃業したときは、本人又は役員

2 市長は、有資格業者に、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに資格審査申請書変更届によりその旨を届出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
- (4) 電話番号
- (5) 許可業種又は登録事業若しくは部門の変更又は追加

3 契約管財課長は、前項の届出があったときは、その内容を各所属長に通知するものとする。

(参加資格の認定の取消し等)

第11条 市長は、有資格業者が第2条のいずれかに該当することとなったとき又は不正の手段により、参加資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

2 市長は、有資格業者から前条第1項の届出があったとき又は参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに参加資格の認定を取り消すものとする。

(評価項目)

第12条 資格審査の評価は、契約の種類に応じ、次の各号に掲げる項目及び基準について行う。

(1) 建設工事

建設業法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）に定める項目及び基準

(2) 測量等業務及び物件の製造、買入れ等

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 職員数
- エ 営業年数

(指名基準)

第13条 規則第22条第1項の規定により、指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、第9条の規定により名簿に登載された者の中から、次の各号に掲げる事項に基づいて指名するものとする。

(1) 契約担当者は、建設工事、測量等業務、物件の製造、買入れ等を指名競争に付そうとするときは、契約予定金額等を勘案して指名するものとする。

(2) 契約担当者は、指名競争入札に参加する者を指名しようとするときは、建設工事及び物件の製造、買入れ等に関しては次に掲げる事項、測量等業務についてはアからクまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏しないようにするものとする。

- ア 不誠実な行為の有無
- イ 経営状況
- ウ 成績
- エ 技術的適性
- オ 安全管理の状況
- カ 労働福祉の状況
- キ 地理的条件
- ク 手持ち事業量の状況

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、資格審査等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

(大垣市指名競争入札参加者選定要綱の廃止)

2 大垣市指名競争入札参加者選定要綱（平成元年告示第114号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の大垣市指名競争入札参加者選定要綱の規定により、既になされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成12年12月28日告示第133号）

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第53号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成19年7月31日告示第128号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に建設工事の名簿に登載されている者は、第8条第1号の規定にかかわらず、前項の施行期日における経営事項審査の有効期限を参加資格の有効期間とみなす。

附 則（平成20年12月1日告示第175号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人は、第5条第2項第5号の公益法人とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。